

# 正しい申告と早めの提出を!!

～受け付けは2月16日(木)から3月15日(水)まで～

今年も、税金の申告時期が近づいてきました。準備はもうお済みですか。窓口での申告受付は2月16日(木)から3月15日(水)までです。

例年、申告期限の間際になりますと、窓口は大変混み合います。早めに準備して混雑しないうちに申告を済ませましょう。

また、税務署職員による出張申告指導や、税理士による無料申告相談も行われますので、ぜひご利用ください。

## ▼豊かな暮らしは税の申告から

私たちが豊かで安心した住みよい暮らしができるように、国や県、市町村では、いろいろな公共サービスを行っています。

これらの公共サービスを行うための大切な財源は、皆さんの納めた税金によって賄われています。

今年も確定申告・市県民税申告の時期が迫りました。手続きや期限を確認して、正しく申告しましょう。

## ▼申告が必要な方

### 〔市県民税の申告〕

今年の1月1日現在、旭市内に住んでいて、平成17年中(1月～12月)に次のような所得のあった方は、市県民税の申告が必要です。

▼営業、農業、不動産、利子、配当、給与、雑、譲渡、一時、山林などの所得があった方

※ただし、税務署へ所得税の確定申告書

告は必要です。

▼2か所以上から給与を受けている方

▼同族会社の役員などで、その会社などから給与所得のほかに貸付金の利子や不動産の使用料の支払いを受けている方

## ▼申告のときに必要なもの

①申告書と印鑑

②給与所得者は、源泉徴収票または給与支払証明書

③営業・農業などの事業所得者は、収入と支出の分かる帳簿など

※固定資産税納税通知書(課税明細も併せて)もお忘れなく。

④雑損、医療費、社会保険料、寄付金、生命保険料、損害保険料などの控除を受ける方は、領収書や証明書など。  
(国民年金保険料についても証明書の添付が必要になりました)

## ▼申告受付期間と会場

◇市県民税の申告

◇所得税および消費税の確定申告期間／2月16日(木)～3月15日(水)

※給与所得や年金所得者の還付申告は2月9日(木)から受け付けます。

受付時間／午前8時30分～午後5時  
会場／市役所分室(本庁舎北側)

海上支所2階会議室  
飯岡支所2階会議室  
干潟支所税務室

# 忘れないで

給与支払報告書・源泉徴収票は1月31日(火)までに!

給料、賃金などの支払者は、1月31日(火)までに受給者の住所地の市町村役場に「給与支払報告書(市区町村提出用)」を作成し、提出してください。また、同時に作成された「源泉徴収票(受給者交付用)」をすべての受給者に交付し、給与支払金額が一定額以上のものは、税務署へも提出してください。

青色申告をする事業主で、専従者給与を支払った方や、臨時の従業員に賃金等を支払った方も同様です。

償却資産の申告は1月31日(火)までに!

平成18年1月1日現在で市内に事業用の償却資産を所有している方は、1月31日(火)までに申告書の提出をお願いします。なお、申告書は該当者へ送りましたが、まだ届かない方や内容で分からないことがある方は、税務課資産税班(☎62-5323)までお問い合わせください。

軽自動車の変更手続きは3月31日(金)までに!

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。所有状況に変更があった場合や、使用していない車両等をお持ちの方は、3月31日(金)までに変更や廃車の手続きを済ませてください。お問い合わせは税務課課税班(☎62-5321)へ。

## ご利用ください 税の無料相談

時間はすべて午前9時30分～正午、午後1時～3時30分です。

### ◆所得税・消費税・事業税・住民税申告書作成相談会

| 期 日     | 場 所           |
|---------|---------------|
| 2月6日(月) | 働く婦人の家(第一講習室) |

### ◆税務署の所得税・消費税の出張申告相談

| 期 日                                                                   | 場 所          |
|-----------------------------------------------------------------------|--------------|
| 2月20日(月)※・22日(水)※<br>23日(木)・24日(金)<br>27日(月)・28日(火)<br>3月1日(水)・3日(金)※ | 市役所分室(本庁舎北側) |
| 2月21日(火)※<br>3月3日(金)                                                  | 海上支所2階会議室    |
| 2月17日(金)・28日(火)※                                                      | 飯岡支所2階会議室    |
| 2月22日(水)<br>3月1日(水)※                                                  | 干潟支所税務室      |

※印の日は土地や家屋などの譲渡所得がある方の申告相談も行います。

### ◆税理士の無料申告相談

| 期 日                          | 場 所       |
|------------------------------|-----------|
| 3月1日(水)・2日(木)<br>3日(金)・6日(月) | 市役所南分館1階  |
| 3月1日(水)                      | 海上支所2階会議室 |
| 3月1日(水)                      | 飯岡支所2階会議室 |

#### 〈問い合わせ先〉

○市県民税の申告

市役所税務課 ☎62-5321

○所得税の確定申告

銚子税務署 ☎0479-22-1574

## 申告の際のお願い

— 銚子税務署 —

### ◆税務署窓口での相談および受け付け

所得税の確定申告 …… 2月16日(水)～3月15日(水)  
(還付申告は期間前でも受付)

個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告  
…………… 1月4日(水)～3月31日(金)

贈与税の申告 …… 2月1日(水)～3月15日(水)

### ◆確定申告書の作成は、ご自身の手で

税務署では、確定申告書をご自身の手で作成して  
いただく自書申告指導を行っています。

つきましては、不動産所得や事業所得などがある  
方は、売り上げ・仕入れ・経費などの集計をお済ま  
せのうえ、早めの来署をお願いします。

なお、確定申告書の控えは必ず作成し、受付の押  
印を受けてください。

また、市役所での受け付けも同様となります。

### ◆定率減税(20%)が実施されます

平成17年分の所得税についても、所得税額の20%  
が減税(定率減税)されます。

控除もれや計算誤りのないよう、お願いします。

※定率減税の金額は次の①と②のいずれか少ない方  
の金額です。

① 所得税額×20%

② 25万円

### ◀インターネットで利用できるサービス▶

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)では、  
自宅のパソコンで所得税の確定申告を作成できるコー  
ナーや、税に関する質問にコンピューターが自動的  
に回答してくれるタックスアンサーのコーナーが24  
時間ご利用いただけます。申告書の提出は郵送等  
でも受け付けています。

## —— 平成18年度から市・県民税が改正 ——

### ①定率減税の引き下げ

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 平成17年度 | 市・県民税所得割額の15%(上限4万円)  |
| 平成18年度 | 市・県民税所得割額の7.5%(上限2万円) |

### ②生計同一の妻に対する均等割の非課税制度の廃止

均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻の均  
等割が、17年度については2分の1に軽減されていま  
したが、18年度から全額課税となります。

|        |                             |
|--------|-----------------------------|
| 平成17年度 | 2,000円(市民税1,500円・県民税500円)   |
| 平成18年度 | 4,000円(市民税3,000円・県民税1,000円) |

### ③老年者控除の廃止

平成17年度までは、年齢65歳以上で前年の合計所得  
が1,000万円以下の人に控除額48万円(所得税は50万  
円)が適用されていましたが、平成18年度から廃止さ  
れます。(65歳以上の方で、寡婦、寡夫に該当する方  
は寡婦、寡夫控除が受けられます)

### ④年齢65歳以上の非課税制度の廃止

平成17年度までは、年齢65歳以上で、前年の合計所  
得金額が125万円以下の人については、市・県民税は  
非課税でしたが、平成18年度よりこの非課税措置が廃  
止されます。経過措置として、平成17年1月1日現在65  
歳以上で、前年の合計所得が125万円以下の場合は、

下記のとおり税額を減額する措置が講じられます。

|        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| 平成17年度 | 非課税                             |
| 平成18年度 | 市・県民税所得割及び均等割の税額の<br>3分の2相当額を減額 |
| 平成19年度 | 市・県民税所得割及び均等割の税額の<br>3分の1相当額を減額 |
| 平成20年度 | 全額を課税                           |

### ⑤公的年金等控除額の上乗せ部分の廃止

公的年金等控除の内、年齢65歳以上の人に対して上  
乗せされている措置が平成18年度から廃止され、下記  
のとおり公的年金収入から雑所得への算出式が変更と  
なります。

| 平成17年度まで           |                      | 平成18年度以降           |                        |
|--------------------|----------------------|--------------------|------------------------|
| 公的年金収入(A)          | 雑所得算出式               | 公的年金収入(A)          | 雑所得算出式                 |
| 260万円未満            | (A) - 140万円          | 330万円未満            | (A) - 120万円            |
| 260万円以上<br>460万円未満 | (A) × 75%<br>- 75万円  | 330万円以上<br>410万円未満 | (A) × 75%<br>- 37.5万円  |
| 460万円以上<br>820万円未満 | (A) × 85%<br>- 121万円 | 410万円以上<br>770万円未満 | (A) × 85%<br>- 78.5万円  |
| 820万円以上            | (A) × 95%<br>- 203万円 | 770万円以上            | (A) × 95%<br>- 155.5万円 |